

第1章 計画の策定にあたって

1 男女共同参画を取り巻く社会的背景

近年、様々な法整備が進み、男女がともに家庭や職場、地域社会など多様な分野において活躍できる環境が整いつつあるが、現実には、女性の社会参加や男性の家庭参加等の状況において、未だに多くの課題が残っており、さらには新型コロナウイルス感染症拡大に伴い新たな課題も生じている。これらの課題の解決に向け、男女共同参画の在り方を検討しなければならない。

2 計画策定の趣旨

令和4年度からスタートする君津市総合計画や、国及び県が第5次男女共同参画基本計画（令和3年度から令和7年度）を策定したことを踏まえ、男女共同参画をより総合的かつ効果的に推進するため、新たな計画を策定する。

3 男女共同参画に関する国内外の動き

（1）世界の動き

令和3年3月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数」では、156か国中120位と先進国の中で最低レベル。

（2）国の動き

令和2年12月に策定した「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、様々な施策を展開している。

（3）県の動き

令和3年に策定した「第5次千葉県男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向け取り組んでいる。

4 計画の概要

（1）計画の位置付け

本計画は「男女共同参画社会基本法」を根拠法とし、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置付けるとともに、「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置付ける。

（2）計画の期間

令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とする。

（3）計画とSDGsの関わり

本計画の推進により男女共同参画社会の実現を目指すことで、SDGsに掲げられた「5 ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとした関連するゴールの達成へ向け寄与する。



第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の名称

「男女」に限らず、誰もが自分らしく輝ける社会を実現するためのまちの姿を示すものとして、次のとおりとする。

みんなが輝くまち・きみづプラン

（第5次君津市男女共同参画計画）

2 基本理念

「男女共同参画社会基本法」や「君津市総合計画」の考え方などに基づき、次のように基本理念を掲げる。

市民一人ひとりがそれぞれの多様性を認め合い
誰もが自分らしく輝ける社会の実現を目指して

3 基本目標

基本目標 1

「多様性を認め合うまちづくり」

固定的な性別役割分担意識などにとらわれることなく、誰もが自分らしく活躍できるよう、男女共同参画に対する意識づくり、教育・学習等の基盤づくりを推進する。

基本目標 2

「誰もが活躍できるまちづくり」

仕事と生活の調和がとれ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、多様な価値観やライフスタイルに対応しつつ、誰もが個性と能力を発揮し、活躍できる環境の整備に努める。

基本目標 3

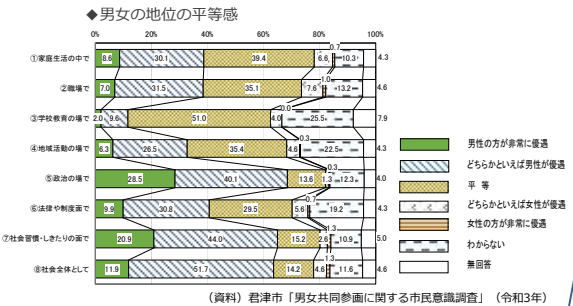
「安心して暮らせるまちづくり」

個人としての尊厳が尊重され、社会全体が多様性を認める環境を整備するとともに、誰もが自らの存在に誇りを持って、いきいきと暮らせる安全で安心な社会の構築を図る。

4 優先的取組事項

【優先的取組1】 固定的な性別役割分担意識の解消

市民意識調査では、男女の地位の平等感について、全ての分野において男性優位意識が強い結果となった。未だに根強く残っている固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、施策や取組を進めていく必要がある。

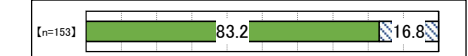


【優先的取組2】 女性活躍の推進

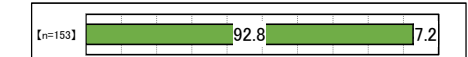
市内事業所の管理職における女性が占める割合は非常に低く、管理職等の意思決定における女性の参画状況が十分ではない。企業や地域などの意思決定の場における女性の参画をより一層推進するため、機運づくりや支援体制の整備等が必要である。

◆市内事業所管理職比率

ア）市内事業所役員・部長相当職男女割合



イ）市内事業所課長相当職男女割合

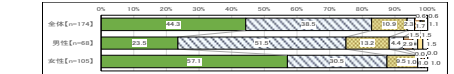


【優先的取組3】 ワーク・ライフ・バランスの推進

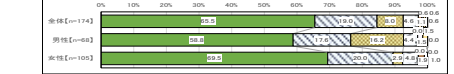
市民意識調査では、家庭生活における家事・育児分担について、家庭内の家事の多くを「女性」が担っているという結果となった。男性の家事・育児・介護への参画のきっかけづくりや具体的な機会を提供することにより、ともに協力し合い、個人の希望に応じた多様なライフスタイルの実現を目指すことが重要である。

◆家庭生活における家事・育児分担状況

ア）食事の準備・後片付け



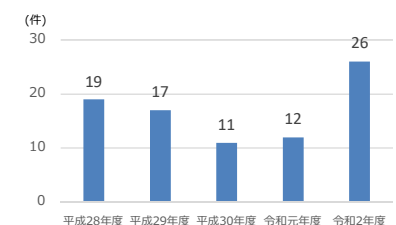
イ）洗濯



【優先的取組4】 DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶

本市のDV相談件数は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、増加傾向にある。被害者、とりわけ、声を上げにくい状況にある方への支援体制の強化と相談体制の充実に向け、きめ細かな対応を図ることが重要である。

◆DV新規相談件数推移



5 計画の体系

【優先取組1】 固定的な性別役割分担意識の解消★1
 【優先取組2】 女性活躍の推進★2
 【優先取組3】 ワーク・ライフ・バランスの推進★3
 【優先取組4】 DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶★4

【基本目標】

【基本的な課題】

【施策の方向性】

基本目標1

多様性を
認め合う
まちづくり

1 男女共同参画社会実現
に向けた意識づくり

人権の尊重に関する意識づくり
男女共同参画に関する啓発★1
性的マイノリティ（LGBT）に関する理解促進
性的マイノリティ（LGBT）に関する支援

2 学びの場における
男女共同参画の意識
づくり

学校教育における男女共同参画の啓発・推進★1

基本目標2

誰もが
活躍できる
まちづくり
(女性活躍市町村推進計画)

3 女性活躍社会の実現
に向けた基盤づくり

政策・方針決定過程への女性の参画拡大★2
女性の人材育成支援★2

4 働く場における
男女共同参画の促進

市内企業への男女共同参画の推進★2
女性の個性と能力の発揮に関する支援
市役所における男女共同参画の推進

5 仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・
バランス)の推進

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発★3
多様なライフスタイルに応じた子育て支援の充実★3
男性の家事・育児・介護への参加促進★3

基本目標3

安心して
暮らせる
まちづくり

6 あらゆる暴力を
根絶する社会づく
り(DV防止市町村
基本計画)

DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援★4

7 誰もが安心して暮
らせる環境の整備

ひとり親家庭等様々な困難な状況におかれている人々への対応
高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境づくり

8 生涯を通じた健康
支援

一人ひとりに応じた健康支援の推進
女性のライフステージに合わせた健康支援

9 防災分野における
男女共同参画の促進

男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の促進
消防・防災活動における女性活躍の促進

第4章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

(1) 庁内連携体制の充実

計画の推進にあたっては、庁内の関係部署が連携し、さまざまな取組を推進する横断的な体制の充実を図る。

(2) 君津市男女共同参画推進懇話会における進捗の点検

本計画の進捗状況の報告及び意見等を求め、取組への反映に努める。

2 計画の進捗管理

毎年度、それぞれの事業担当課が進捗状況や課題を整理して自己評価を行い、その結果を懇話会に報告し、懇話会での進捗状況の確認や評価結果を受けて、事業の改善を図るなど、よりよい事業の推進に努める。

第3章 施策の展開

基本目標1「多様性を認め合うまちづくり」

【基本的な課題1】男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

方向性▶人権を尊重した意識づくりを推進するとともに、性的マイノリティ(LGBT)に対する差別や偏見の解消を図る。

【基本的な課題2】学びの場における男女共同参画の意識づくり

方向性▶固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見をなくし、自分らしい生き方が選択できるよう男女共同参画への理解促進に努める。

【主な施策と事業】

施策(1) 男女共同参画に関する啓発

・男女共同参画週間事業の実施【新規】

施策(2) 学校教育における男女共同参画の啓発・推進

・人権・男女共同参画に関する教室の開催【新規】

主な数値目標

評価項目	現状値	目標値 (令和8年度)
社会習慣・しきたりの面で「男女平等」と回答した人の割合(市民意識調査)	15.2% (令和3年度)	30%

基本目標2「誰もが活躍できるまちづくり」

【基本的な課題3】女性活躍社会の実現に向けた基盤づくり

方向性▶あらゆる政策・方針決定過程の場において、女性の登用・参画を推進するとともに、女性人材の育成と活躍の推進を図る。

【基本的な課題4】働く場における男女共同参画の促進

方向性▶女性がライフイベントに合わせて希望する働き方を実現できるよう、女性の就労支援や企業の取組支援などを行う。

【主な施策と事業】

施策(1) 女性の人材育成支援

・女性従業員リーダーシッププログラムの実施【新規】

施策(2) 市内企業への男女共同参画の推進

・市内事業所の経営者・管理職実践セミナーの開催【新規】
 ・一般事業主行動計画策定支援アドバイザー派遣事業【新規】
 ・公共調達を活用した男女共同参画の推進【新規】

主な数値目標

評価項目	現状値	目標値 (令和8年度)
女性従業員リーダーシッププログラム参加者アンケートでセミナーの内容について「満足」と回答した人の割合	—	令和4年度 事業実施後に 設定
一般事業主行動計画策定アドバイザー派遣数	—	3社

【基本的な課題5】仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

方向性▶市内企業に対して、多様で柔軟な働き方についての理解促進を行うとともに、男性が育児・介護等に参加しやすい環境づくりを進める。

【主な施策と事業】

施策(1) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発

・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講演会等の実施【新規】

施策(2) 男性の家事・育児・介護への参加促進

・男性の育児・家事スキルアップ講座の開催【新規】
 ・夜間・休日開催の介護講座の実施【新規】

主な数値目標

評価項目	現状値	目標値 (令和8年度)
育児・家事スキルアップ講座参加者アンケートで「満足」と回答した人の割合	—	令和4年度 事業実施後に 設定

基本目標3「安心して暮らせるまちづくり」

【基本的な課題6】あらゆる暴力を根絶する社会づくり

方向性▶関係機関と連携し、被害者に対する支援体制の充実に取り組むとともに、さまざまな機会を通じて、相談窓口の周知を行う。

【基本的な課題7】誰もが安心して暮らせる環境整備

方向性▶ひとり親家庭など生活上の困難に陥りやすい女性への支援を行うとともに、年齢や障害の有無、国籍等の違いにかかわらず、安心して生活できるよう就労や相談支援体制の充実を図る。

【基本的な課題8】生涯を通じた健康支援

方向性▶誰もが生涯にわたり健やかに過ごせるよう、ライフステージに応じた健康支援を推進する。

【基本的な課題9】防災分野における男女共同参画の促進

方向性▶女性の視点による防災対策の必要性の意識を浸透させるとともに、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備を進める。

【主な施策と事業】

施策(1) DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶

・配偶者暴力に関する相談体制の整備
 ・配偶者暴力に関する相談窓口の周知

主な数値目標

評価項目	現状値	目標値
DV経験者でどこ(だれ)にも相談しなかった市民の割合	63.7% (令和3年度市民 意識調査)	45%以下
DV相談カード及びステッカーの設置箇所	54か所 (令和2年度)	100か所 以上